

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 旭川厚生年金 事案494

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月25日から10年12月25日まで

A有限会社に係る申立期間の標準報酬月額に誤りがある。給与明細書を所持しているもので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA有限会社は、平成11年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年3月19日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額59万円が、9年2月までさかのぼって41万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A有限会社の社会保険事務手続は、自分がしていた。」としており、複数の従業員からは、「社長から、経営が苦しいため社会保険料を払えなくなったと聞いた。」、「会社の経営が苦しいため、国民健康保険に加入してほしいと言われた。」との証言を得ている。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は口座振替により社会保険料を納付する取扱いとされているところ、当該事業所の取引銀行からは、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる直近の期間における社会保険料の口座引き落としに係る記録については、「該当無し。」との回答を得ていることから、少なくとも、社会保険料の納付期限までに、当該事業所に係る口座から保険料は引き落とされていないことがうかがえ、申立人は未納となっている社会保険料を精算するため、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主

張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 20 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 6 月 1 日から 58 年 12 月 31 日まで

ねんきん特別便により有限会社Aで働いていた期間の途中である昭和 55 年 1 月 20 日から同年 6 月 1 日までの期間の記録が抜けていることを知った。52 年 9 月から継続して働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、ねんきん定期便により、昭和 55 年 6 月 1 日から 58 年 12 月 31 日までの期間について標準報酬月額が半減していたことを知った。給与は月額 20 万円ぐらいで労働条件が変わったことは無かったので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚から「申立人は、申立期間にも継続して勤務していたと思う。」との回答が得られたことから、申立人が申立期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 52 年 9 月 21 日資格取得、55 年 1 月 20 日資格喪失、同年 6 月 1 日に再取得していることが確認できる上、申立人と同様に 55 年 1 月中に資格を喪失し、同年 6 月 1 日に再取得している者がほかに 4 人確認できることから、申立期間当時、事業主により申立人を含む 5 人について、厚生年金保険の被保険者資格喪失及び再取得の届出がなされたものと考えられる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録から、昭和 55 年 4 月 27 日に資格取得していることが確認できるが、同時期に厚生年金保険の被保険者として届出がなされた記録は確認できない上、有限会社Aは、58 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時、給与計算や社会保険事務を行っていた事業主は既に亡くなっていることから、当時の厚生年金保険の得喪手続及び保険料控除の状況については不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人はB業務として勤務していたとしており、給与は 20 万くらいだったと主張している。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額が 8 万円から 11 万 8,000 円となっているところ、申立期間当時、申立人と同様の業務をしていた同僚 5 人の標準報酬月額は申立人と同程度となっている上、当該同僚 5 人が記憶している給与額はいずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票にある標準報酬月額の 2 倍程度だったとしていることから、有限会社Aでは、実際の報酬月額どおりの届出をしていなかったと考えられる。

また、当時、給与計算や社会保険事務を行っていた事業主は既に亡くなっていることから、当時の厚生年金保険料の控除額については不明である上、申立人と同様の業務をしていた複数の同僚からは、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていた旨の証言を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

昭和 58 年 4 月に A 株式会社に入社し、その後、社名変更で B 株式会社を経て、C 株式会社（昭和 62 年 4 月 1 日に社名変更）となり、63 年 7 月末まで勤務していた。勤務形態に変更は無かったので申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 株式会社に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 63 年 8 月 1 日である旨主張している。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の離職日は昭和 61 年 8 月 31 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致している上、雇用保険の加入記録が確認できた同僚 8 人についても、雇用保険の離職日は厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致している。

また、同僚の証言から C 株式会社 D 営業所では、申立人一人だけが勤務していたことがうかがえるところ、他の営業所で勤務していた同僚 6 人は申立人を記憶していたが、退職時期は不明と回答しており、本社において E・F 業務を担当していた者からは、社会保険の事務手続は本社で一括して行っていたが、当時の社会保険加入に関する取扱いは不明との回答を得ている。

さらに、C 株式会社 D 営業所の事務所が置かれていた同社の取引先である運送会社の従業員は、「申立人が退職した時期は、勤務先の運送会社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 63 年 11 月 1 日より少なくとも 1 年以上前の時期であった。申立人が退職の理由について、姉の喫茶店を一緒に経営すると話していたことを記憶している。」と証言しているところ、申立人が自分で登記の手続をしたと供述している有限会社 G に係る商業登記簿謄本によれば、会社

成立年月日は61年8月21日となっており、申立人が代表取締役であることが確認できる。これらを踏まえれば、申立期間において申立人がC株式会社に継続して勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案497

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月20日から36年9月25日まで  
② 昭和36年10月10日から37年4月15日まで

申立期間①のA事業所（株式会社Bから屋号を引き継いだ会社）には、知人の紹介で入社した。大きな会社だったので、厚生年金保険に間違いなく加入していたはずなので申立期間について厚生年金被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間②の株式会社C（当時は、D事業所）にも知人の紹介で入社した。この会社も大きな会社だったので、厚生年金保険に間違いなく加入していたはずなので申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚等の証言から期間の特定はできないものの申立期間において申立人が株式会社Bに正社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の同僚は、「申立人はE業務を担当しており、当該業務の男子社員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、別の同僚は、「申立期間当時、従業員数は、40人くらいだった。」としているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険に加入していたのは最多でも16人となっていることから、株式会社Bでは従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和36年9月25日まで勤務していたと述べているが、株式会社Bは、36年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち36年1月1日から同年9月25日までの期間において、同社が再び厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらないことから、当該期間において申立人が厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和36年10月10日から37年4月15日まで株式会社Cに勤務していたと主張しているが、複数の同僚の回答によれば、申立人は、申立期間よりも前の期間に勤務していたことが認められるものの、雇用保険の加入記録も無く、申立期間に勤務していたことは確認できない。

また、株式会社Cは、昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、当時の同僚からは、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったことは、給与明細書に厚生年金保険料の控除の記載が無かったことから承知していた旨の回答を得ている。

加えて、株式会社Cからは、当時の書類等は残っていないとの回答を得ている上、申立人が記憶していた当時の事業主は既に死亡しており、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできない。

このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。